

～国際研修～

隣国から学ぼう！ ～ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクトと ラオス法律人材育成強化プロジェクトの協力～

ラオス法律人材育成強化プロジェクト
長期専門家 伊藤 浩之

1. はじめに

2013年1月28日から2月1日まで、ラオス法律人材育成強化プロジェクト（以下「ラオスプロジェクト」という。）の刑事訴訟法サブワーキンググループ（以下「SWG」という。）メンバー15名が、ベトナムを訪れた。ラオスプロジェクトは、ラオス法の研究、教材開発等の活動を通じて、人材育成能力を向上させることを目的としたJICAの法整備支援プロジェクトである。民法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の3つのSWGがあり、司法省（法科大学を含む。）、最高人民検察院、最高人民法院及びラオス国立大学法政治学部の職員及び教員から構成される各SWGが、各対象科目について活動を行っている。

ラオスでは、2012年7月に改正刑事訴訟法が国民議会で承認され、8月1日付け¹で公布施行された。改正法は、旧法をベースにしつつも、従来122条しかなかった条文が275条に増えるなど、大幅に改正されている。そのため、刑訴SWGメンバーにおいて、改正法の内容を理解することは急務であった。この点、改正に当たって参考にした国の法律を学ぶことは、内容を理解する上で大変有意義であるところ、ラオスが改正に当たって特に参考にし、影響を受けた国一つが隣国ベト

ナムであった。そこで、ベトナムの刑事訴訟法や実務を学ぶ機会があれば、それはラオスプロジェクトの刑訴SWGメンバーにとって非常に有意義なものになると考えられた。

一方、ベトナムでは、日本による法整備支援が長年行われており、現在、ベトナム法・司法制度改革支援プロジェクト（以下「ベトナムプロジェクト」という。）が実施されている。ベトナムプロジェクトの活動は多岐にわたるが、ベトナムでも刑事訴訟法改正の動きがある中、ベトナムプロジェクトではこの改正に向けた活動も支援している。なお、ベトナムプロジェクトの西岡剛チーフアドバイザーは、小職と同じく法務総合研究所国際協力部（ICD）からJICA長期専門家として派遣されており、お互いの赴任後も近況を報告し合うなどしていた。

こうした背景がある中、西岡専門家と小職の間で、ベトナムプロジェクトとラオスプロジェクトとの共同企画として、ベトナムへのスタディツアを行ってみてはどうかとのアイデアが浮上した。法整備支援における開発途上国同士の協力（いわゆる「南南協力」）であり、かつ、JICA法整備支援プロジェクト同士が協力して行うという新たな試みであったことから、今後の参考になればと思い、その概要と成果を報告する。

¹ 実際には、2012年11月ころ、改正法を公布する国家主席布告が出されているが、日付は8月1日付となっている。

2. 実施に至るまでの準備

この企画については、2012年春ころに浮上したが、具体的に準備を始めたのは2012年11月ころである。ラオス側でスタディツアーハの計画を検討しつつ、並行して、西岡専門家と小職との間で、メールや電話で、今回のスタディツアーハの目的の確認、日程調整、訪問先²の絞り込み、訪問先での希望プログラム又はテーマの検討などを行った。また、今回は、ベトナム、ラオス両国のJICAプロジェクト間の活動となるため、JICA本部、各JICA現地事務所の担当者も含めてメールのやりとりをし、情報共有をしながら準備を行った。その上で、2013年1月上旬に、JICA本部、ベトナム、ラオスの関係者間でJICA-net会議を行った。ロジ面の詳細な打合せをメインにしつつ、プログラムの内容に関する打合せも兼ねた会議であったが、詳細な役割分担や経費負担の確認等について、JICA本部を交えて綿密に打合せを行えたことで、その後、円滑に準備をすることができたと思われる。

具体的な役割分担として、訪問先へのレター発出とアポイントメント、ラオス側からベトナム側への希望プログラム等の伝達、ベトナムにおける移動手段や宿泊先の手配等はベトナムプロジェクト側で行ってもらった。

なお、ベトナム語—ラオス語の通訳として、ベトナム留学経験のあるラオス司法省職員が同行することになった³。

こうしたロジ面での準備もさることながら、今回、内容に関わる準備を効果的に行えたこともプロジェクト間の協力という手法の利点であった

と思う。

一つは、訪問希望先の絞り込みという点である。まず、訪問希望先を決定するに当たり、ラオス側が現在必要とする情報をラオス側内部で話し合い、訪問先の候補と共に小職において西岡専門家に伝え、西岡専門家からは、ベトナムの状況を踏まえて、訪問先として適している機関・組織、あるいは、訪問先でのテーマについて多くの有益な情報をいただくことができた。実際には、直前になつて訪問先を変更する必要が生じたこともあったが、そのような場合でも、西岡専門家との緊密なやり取りにより、迅速に訪問先を変更し、ベトナムプロジェクト側で調整していただいたおかげで、目的に沿つた日程を維持することができた。

二点目としては、必要な情報、資料を双方が事前に共有しやすかったという点である。

ラオス側SWGメンバーに対しては、ベトナムプロジェクトからいただいたベトナム刑事訴訟法や刑事弁護制度の資料を参考に、小職において、ラオスとの異同を意識しつつ、パワーポイントを使って事前のレクチャーという形でベトナム刑事手続の概要等の予備知識を伝えることができた。

一方、ベトナム側に対しては、小職において、ラオスの刑事手続の概略(チャート)やベトナムとラオスの刑事弁護制度を比較した資料等を作成して送付し、ベトナム側で翻訳の上、各訪問先に事前に共有していただいた。

このような事前準備を行えたことで、双方が予備知識を得た上で臨むことができ、ベトナムでの講義が理解しやすくなる、あるいは、議論する内容をより重要な点に絞ることができるなど効率化につながったと思われる。

² 最終的には、訪問という形ではなく、講師を派遣してもらう形となった組織も含む。

³ スタディツアーハ中の講義、訪問に際しては、ベトナム語—日本語通訳もベトナムプロジェクト側で手配していただいた。また、ラオス語—英語ができるラオスプロジェクトのナショナルスタッフ1名も同行した。

3. 内容

(1) 日程

1月 28 日(月)	ハノイへ移動（空路）
1月 29 日(火)	午前：最高検察院理論研究所 トワイ副所長による講義 午後：ベトナム弁護士会による講義
1月 30 日(水)	終日：バクニン省・市裁判所訪問、法廷傍聴
1月 31 日(木)	午前：司法学院訪問 午後：ラオス刑事訴訟法 SWG 内部会議
2月 1 日(金)	ビエンチャンへ移動

(2) 具体的内容

ア 最高検察院理論研究所トワイ副所長講義（1月 29 日午前）

トワイ副所長より、ベトナム刑事訴訟法のこれまでの改正経緯（現行 2003 年法における旧法からの改正点）、改正の効果と現在の課題、そして、今後の改正の必要性（改正における検討事項）について講義があり、その後、質疑応答を行った。

現在の検討状況としては、刑事訴訟モデルとして、いわゆる当事者主義か職権主義かについて研究した結果、職権主義を維持しながら、当事者主義の要素を取り入れていくとの方向性が説明された。



また、今後の重要な改正点として以下の 10 項目が上げられた。

- ① 基本原則の抜本的な見直し
- ② 訴訟遂行機関の権限分担の明確化（当事者主義的原則の導入）
- ③ 訴訟遂行機関内の長と職員の権限分担の見直し
- ④ 弁護人の権限強化と弁護人の範囲の拡大
- ⑤ （弁護人による）証拠収集
- ⑥ 勾留、差押などの改善
- ⑦ 少年事件手続の整備
- ⑧ 簡易手続に関する改正
- ⑨ 訴訟期間の制限

⑩ 刑事訴訟に関する国際協力規定の整備
質疑応答では、ベトナムの職権主義、立件手続（事件立件、被疑者立件）、その不服申立て手段、簡易手続、少年事件手続、刑事補償等についてラオス側から活発な質問がなされ、トワイ副所長より丁寧な回答がなされた。

イ ベトナム弁護士会（VBF）講義（1月 29 日午後）

タオ VBF 副会長、ティエップ VBF 権利保護委員会副委員長兼ハノイ弁護士会副会長ほか 3 名が参加してくださいり、刑事訴訟における弁護士の役割について、主にティエップ副委員長より説明を受けた後、質疑応答を行った。

人口の差があるものの、既に 8000 人近くの弁護士がいるベトナム（ラオスは 200 名にも満たない）では、刑事事件における弁護士の役割についての意識がラオスに比べて相当高いことが伺われた。その一方、実務では様々な問題があること、改善に向けて、弁護士会として様々な提案や働きかけを行っていることなどについて詳しく説明がなされた。また、両国とも、弁護士以外の者が弁護人（保護者）として

公判に参加することが可能であるが、このような制度の沿革や運用、弁護士の数が増えているベトナムでは不要になってきていることなど、ラオス側の関心事項についても意見交換が行われた。

ウ バクニン省裁判所、バクニン市裁判所訪問 (1月30日)

バクニン省裁判所トゥエン副長官を表敬訪問後、同副長官の案内により、バクニン市裁判所で強盗被告事件（被告人3名の共犯事件）の法廷傍聴を行った。

実際の公判手続を冒頭から判決宣告まで傍聴することができ、ベトナムの手続やラオスとの違いをよく理解することができた。公判手続の基本的な流れは概ねラオスと同じであるが、一つ一つの手續が裁判官によって丁寧に進められているとの印象を受けた。

法廷傍聴後、トゥエン副長官らとの質疑応答を行った。

また、この日、ベトナムのテレビ局が取材に来ており、ラオスプロジェクトの訪問に関する取材、インタビューが行われた。

エ 司法学院訪問（1月31日午前）

レン副院长ほか研修を担当する職員の方々から、司法学院の概要について説明を受けたほか、具体的な研修内容、教材に関する説明を受け、質疑応答を行った。

司法学院では、裁判官育成、検察官育成、弁護士育成、執行官ほか育成のコースがあり、法律の専攻を終えた者について、法律専門家としての教育・研修を行うとのことであった。教育・研修は4段階に分かれており、①教養に関する講義、②技能（例えば、裁判の準備段階の技能や第一審の裁判官の裁判技能などで、演習的なものと思われる）、③専門科目の講義、④実習に分類して行われているとのことであつ



た。

また、研修にあたっては、JICA の協力で作成した教材や実際の事件を参考に作成した事例教材等を使用していることが説明された。

SWG では教材作成を行っている上、ラオスで統一司法研修所の設立準備が進められることからもラオス側メンバーの関心は高く、活発な質問がなされた。

4. 総括

今回、いずれの機会でも、ラオス側 SWG メンバーから活発な質問がなされており、メンバーが貪欲にベトナムの制度、経験を吸収しようとしている姿勢がうかがえた。また、ベトナム側の講師陣も丁寧、かつ、熱心に応えてくれ、いずれのプログラムも予定時間を超過するものであった。現に、SWG メンバーからも、大変参考になった、あるいは、分かりやすかったという感想が聞かれ、執筆中のモデル教材にもベトナムとラオスの比較を盛り込む様子が見受けられる。

通常は、先進国から開発途上国への技術協力という形が多いが、今回のスタディツアーを通じて、開発途上国間の協力も有効であることが実感できた。開発途上国同士といっても、発展の程度は異なっており、長年法整備支援を受けて成長してきたベトナムは、ラオスにとって参考になる点が多い。特に、両国は、社会体制が同じで、法制度も似ているため、相互に理解しやすい土壌があり、

ベトナムの経験を共有することは極めて有益である。

そして、学ぶ側にとって分かりやすい、親しみやすいという利点があるのみならず、伝える側にとっても、自らが経験してきたことを整理し、伝えることで、自らの状況、課題を確認し、一層発展させることに役立つと思われる。

さらに、日本にとっても、支援による成果が、一国のみならず、他の国々にも波及するというインパクトがあること、日本のみで支援するのではなく、他国と協力して支援できること、複数の国の発展の度合いを比較できることなど大きなメリットがあるといえよう。

プロジェクト間で協力して行うことの利点については、先に述べたように、周到な準備をした上で実施することができるという点はもちろんであるが、さらに、ベトナムプロジェクトを介した依頼により、極めて適切なリソースをC/P（カウンターパート）から得ることができたことも上げられるのではないかと思う。すなわち、今回、ベトナム側の講師陣の方がいずれも素晴らしい、必要な点を簡潔に、分かりやすく説明してくれた上、講義と質疑応答の時間配分も適切であった。ベトナム正月前で多忙である中、各機関・組織とも重要な役職にある方が、事前に説明内容を通訳用に用意してくれるなど十分に準備をした上、積極的に協力してくれたのである。これも、一見の依頼ではなく、ベトナムプロジェクトからの依頼であったためと思われてならない。

もちろん課題がないわけではなく、途上国間同士の協力となる場合、どのようなテーマを選定するか、誰に説明をしてもらうかに留意しなければ、伝える側自身がまだよく理解できていない部分について議論するようなことになり、かえって混乱することにもなりかねない。そこで、伝える側のリソースは極めて重要であるが、今回は素晴らしい

方々に協力していただくことができたと思われる。

加えて、専門家としても今回の活動を通じて得るものは大きかった。すなわち、ベトナムの法律・法制度を学び、両国の比較検討をする機会となり、そのことによりラオスの制度をより理解するきっかけともなった。また、他国のプロジェクトの活動状況、C/Pとの関係等を実際に見て比較する良い機会ともなった（2月1日には、ベトナムプロジェクトのJCC会合があり、見学することができた。）。

なお、最高検察院理論研究所のトウイ副所長は、2年半余り前、ICDが行っているベトナム最高検察院との交換プログラムで来日したことがあり、当時ICD教官であった小職は、彼女とベトナム式に酒を酌み交わしたこともあり、思いがけず再会を喜ぶことができた。

以上述べたように、JICAプロジェクト間の協力は、途上国間同士に日本を加えた三者にとって有益な活動となる可能性をもったものと思われる。ベトナムをはじめ、既に比較的長期にわたって支援を受けて発展してきている国は、近隣国へその成果を波及させることで、地域的な発展へつなげることができ、かつ、自らも成長することができるのではないだろうか。まだまだ改善すべき余地はあると思われるが、このような取組みを今後も継続していきたいと考えている。

最後に、本企画について多大なる御尽力、御協力をいただいたベトナムプロジェクトの皆様、JICA本部の皆様、JICAベトナム事務所及びラオス事務所の皆様に改めて御礼申し上げます。ありがとうございました。

5. 参加者

(1) ラオスプロジェクト

① ビエンビライ・ティエンチャンサイ ラオス

- | | |
|--|--|
| 国立大学法政治学部長 | 部副部長裁判官 |
| ② ブンコン・パンヴォンサー 司法省組織人事
局副局長 | ⑬ ミットラコーン・ソンカムチャン 司法省法
律研究所副課長 |
| ③ センタヴィー・インタヴォン ラオス国立大
学法政治学部刑事法学科長 | ⑭ ペットパサート・ヴァンナパー 司法省北部
法科大学教務課長 |
| ④ スパシット・ローワンサイ 最高人民検察院
検察官研修所副所長 | ⑮ スリデート・ソーインサイ 最高裁判所裁判
官補 |
| ⑤ ソムマイ・ブッタヴォン 中部高等裁判所少
年部部長裁判官 | パンノーラ・トンチャン 通訳
伊藤浩之 ラオスプロジェクト長期専門家 |
| ⑥ スパポーン・インタヴォン ポーケー才県人
民検察院副所長 | シーソムスック・ピパックポンマチャン 同プロ
ジェクトナショナルスタッフ |
| ⑦ ブンマー・ドゥアンマラーシン ピエンチャ
ン首都人民検察院副所長 | (2) ベトナムプロジェクト
西岡 剛 ベトナムプロジェクトチーフアド
バイザー |
| ⑧ チャンタブン・ペーンカムサイ 最高人民檢
察院法学研究部長 | 多々良周作 ベトナムプロジェクト長期専門家
(現札幌地方裁判所判事補) |
| ⑨ ウパイワン・サイヤヴォン 司法省南部法科
大学副学長 | 木本真理子 ベトナムプロジェクト長期専門家 |
| ⑩ シースダー・ソパヴァンディ 司法省法律普
及局副局長 | 寺本 二憲 ベトナムプロジェクト業務調整員 |
| ⑪ ヴィライ・ランカーヴォン 国立大学法政治
学部人事課長 | (3) JICA 本部
佐藤 直史 JICA 國際協力専門員・弁護士
千葉 周 産業開発・公共政策部法・司法課職
員 (ベトナム担当) |
| ⑫ シーワン・ブンタラー 中部高等裁判所刑事 | |

